第五条第十一項の表を次のように改める。

| 開票区の選挙人の数 | 開票日 | 平日 | 休日 |
|---|---|---|---|
| 千人未満 | | 六三、一九五円 | 二三一、五三一円 |
| 千人以上二千人未満 | | 六六、三六三 | 三二九、三八八 |
| 二千人以上三千人未満 | | 七八、八〇三 | 四三六、五一七 |
| 三千人以上五千人未満 | | 八二、三七一 | 五三四、七七四 |
| 五千人以上一万人未満 | | 九五、一六七 | 六四二、二五九 |
| 一万人以上一万五千人未満 | | 九八、三九〇 | 七四〇、一七一 |
| 一万五千人以上二万人未満 | | 一一一、七四四 | 八六九、二五六 |
| 二万人以上三万人未満 | | 一二二、八九三 | 一、〇二六、六九九 |
| 三万人以上 | | 一七六、〇六二 | 一、一五四、五一五 |

第五条第十二項の表を次のように改める。

| 開票区の選挙人の数 | 金額 |
|---|---|
| 千人未満 | 一六八、三三六円 |
| 千人以上二千人未満 | 二六三、〇二五 |
| 二千人以上三千人未満 | 三五七、七一四 |
| 三千人以上五千人未満 | 四五二、四〇三 |

第五条第十四項中「四千十八円」を「四千八十五円」に改め、同条第十五項中「距つた」を「離れた」に、「においては」を「には」に改め、同条第十六項中「においては」を「には」に、「借料」を「当該建物の借料」に改める。

第六条第一項の表を次のように改める。

| 選挙会又は選挙分会 | 金額 |
|---|---|
| 衆議院小選挙区選出議員選挙会 | 六六五、六八三円 |
| 衆議院比例代表選出議員選挙分会 | 一、二〇六、四六七 |
| 参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会 | 二、二八〇、三六五 |
| 参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。） | 一、一一六、〇一一 |

第六条第二項中「四十三万三千六百四十二円」を「四十二万八千六百三十四円」に、「六十一万六千二百円」を「六十万九千八十円」に、「百十二万千九百三十円」を「百十万八千九百六十七円」に、「六十八万三千九百八十円」を「六十七万六千七十八円」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「二万八千三十五円」を「三万七百八十円」に改め、同項ただし書中「五万六千七十円」を「六万千五百六十円」に、「四万九千三百四十二円」を「五万四千百七十三円」に、「四万七千九百四十円」を「五万二千六百三十四円」に、「三万八千六百八十八円」を「四万二千四百七十六円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

| 選挙 / 都道府県の世帯数 | 衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙 | | | 衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 都及び大都市のある道府県 | | その他の県 | | |
| 一　三十万未満 | 円 | 銭 | 四五円 | 一七円 | 九五銭 |
| 二　三十万以上四十万未満 | | | 四三 | 一七 | 五〇 |
| 三　四十万以上五十万未満 | | | 一二 | 一七 | 二九 |
| 四　五十万以上 | | | 〇五 | 一七 | 二九 |